

第126期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
場所 奈良市橋本町16番地
当行本店6階大会議室

株式会社 **南 都 銀 行**

証券コード：8367

目次	
第126期定時株主総会招集ご通知	1

添付書類

第126期事業報告

1 当行の現況に関する事項	3
2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	15
3 社外役員に関する事項	18
4 当行の株式に関する事項	20
5 当行の新株予約権等に関する事項	21
6 会計監査人に関する事項	23
7 業務の適正を確保する体制	24

第126期計算書類

貸借対照表	27
損益計算書	28
株主資本等変動計算書	29

第126期連結計算書類

連結貸借対照表	31
連結損益計算書	32
連結株主資本等変動計算書	33

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本	34
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	35
監査役会の監査報告書 謄本	36

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	37
第2号議案 定款一部変更の件	38
第3号議案 取締役7名選任の件	40
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	44

インターネットによる議決権行使のお手続きについて	45
--------------------------	----

株主の皆さまへ

奈良市橋本町16番地
株式会社 **南都銀行**
取締役頭取 植野康夫

第126期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第126期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願いいたします。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（45頁から46頁まで）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認ください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1. 日 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 奈良市橋本町16番地
当行本店6階大会議室 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第126期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第126期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ（<http://www.nantobank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
本招集ご通知の計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ（<http://www.nantobank.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。
 - ◎当日、当行役職員は軽装にてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

第126期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、アベノミクスや日本銀行による大胆な金融緩和、円安進行等から輸出企業の収益力が改善したことに加え、内需も堅調に推移し、景気は緩やかな回復傾向となりました。企業収益の改善とともに、個人消費は消費者心理の改善や消費税率引上げ前の駆け込み需要もあり年度末にかけて好調に推移しました。

こうした情勢のもと、日経平均株価は、昨年4月の12,000円台から当期末は14,000円台後半に上昇いたしました。また、ドル円相場は、昨年4月の90円台前半から当期末には102円台となりました。一方、長期金利の指標である10年物国債流通利回りについては、年度前半は振れ幅の大きい展開となりましたが、当期末にかけては0.6%台で推移しました。

地元経済の動き

奈良県を中心とする地元経済におきましては、円安等による仕入価格の上昇や燃料費の増加等により、地場産業である繊維関連産業やプラスチック製品製造業等は依然厳しい状況が続きましたが、全国的な景気回復の流れを受け、個人消費や住宅着工等については回復基調で推移し、景況感は改善しつつありました。

地元の観光動向についても、外国人観光客が増加するなど堅調で、奈良市において一部の商業地の公示地価が上昇するなど地元経済に好影響を及ぼしました。

当行の業績

以上のような経済・金融環境のもとで、当行は地域に密着した着実な営業活動を展開し営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

<預 金>

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金や法人預金が増加し、預金は期中1,649億円増加し、当期末残高は4兆5,970億円となりました。また、譲渡性預金は金融機関からのお預け入れが減少したことから期中156億円減少し、当期末残高は819億円となりました。なお、投資信託等の預かり資産は期中346億円減少し、当期末残高は2,472億円となりました。

<貸出金>

地域経済の活性化に向けて引き続き地域密着型金融を推進し、中堅・中小企業や個人のお客さまの様々なニーズに的確かつ迅速にお応えするとともに、地方公共団体からの資金のご要請にも積極的に応えいたしました。この結果、貸出金は期中742億円増加し、当期末残高は2兆9,839億円となりました。

<有価証券>

効率的なポートフォリオ運営を行った結果、有価証券は期中665億円増加し、当期末残高は1兆9,073億円となりました。

<損 益>

金融緩和が継続するなか、貸出金利鞘が縮小するなど依然として厳しい収益環境が続きましたが、削減努力により経費が減少し、与信費用が大幅に減少したことや有価証券関係損益が増加したこと等により、経常利益は前期と比べ83億円増加して182億円となりました。また、当期純利益は、税金関連費用が増加しましたが前期と比べ12億円増加して88億円となりました。

<店 舗>

当行はお客さまの利便性の向上や営業力の強化、効率化の観点から店舗網の整備に継続して取り組んでおります。

当期におきましては、昨年5月に「桜井支店 桜井北出張所」を、今年1月に「高田支店」を新築移転いたしました。大阪府下においては、昨年4月に「城東法人営業室」「北摂法人営業室」を設置したほか、同年12月に「帝塚山支店」を新築オープン、「大東支店」を路面店舗化いたしました。和歌山市内においては、昨年6月に「和歌山北支店」の1か店から「和歌山支店」「和歌山北出張所」の2か店へ拡充いたしました。また、地域のお客さまへのきめ細やかな金融サービスの提供と業務の効率化の両立を図る観点から、7か店（平城西支店、平群北支店、けいはんなプラザ支店、初瀬支店、山田川支店、名張東支店、桔梗が丘支店）を支店から出張所へ店舗種類を変更したほか、3か店（真弓支店、三郷支店、黒滝支店）を個人取引特化型店舗といたしました。

この結果、当期末の店舗ネットワークは、本支店・出張所計134か店、代理店2か店となりました。

<その他の主な施策>

当行は、お客さま満足の向上を図るため様々な商品・サービスの充実等に取り組んでおります。

・個人向け商品・サービス

預金については、昨年7月、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した預金商品「<ナント>教育資金贈与専用口座“夢のはじまり”」の取扱いを開始し、大切なお孫さま等の夢の実現に向けたお手伝いをさせていただいております。

さらに、当行が本年6月に創立80周年を迎えるにあたりお客さまへ感謝の意を表すため、今年3月から新商品として定期預金をお預け入れいただいたお客さまに預入金額に応じて「サマージャンボ宝くじ」を贈呈する「<ナント>宝くじ付定期預金“ナントdeジャンボ”」（期間限定）の取扱いを開始いたしました。

また、預かり資産、生命保険等について新商品を投入したほか、医療保険を取り扱うなど幅広いニーズにお応えしております。今年1月からは、「少額投資非課税制度NISA」が始まり、お客さまのNISAのご利用促進にも積極的に取り組んでおります。

住宅ローンについては、昨年3月からインターネットバンキングによる「一部繰上返済申込受付サービス」の取扱いを開始するなど、お客さまにより便利にご利用いただけるよう努めております。

・法人向け商品・サービス

昨年11月に開催した「<ナント>元気企業マッチングフェア2013」では「アセアン工業団地進出相談コーナー」を設置するなど、同フェアの充実に努めております。また、「日中ものづくり商談会@上海2013」等の商談会の開催のほか、「ビジネスマッチングナビゲーター」による個別企業間のマッチング等、ビジネスマッチング機会の提供を充実させております。

成長分野である医療・介護事業向けには、医療経営士の資格をもつ専門スタッフが経営に関するご相談等、コンサルティング機能をフルに発揮しております。

このほか、お取引先の海外進出地域が拡大し支援ニーズが多様化していくなか、当行は海外銀行9行等と業務提携によるネットワークを構築し、海外サポート体制を充実させております。また、商談会やセミナーの開催などにも積極的に取り組んでおり海外ビジネスをサポートしております。

企業サポートの面では、専門のノウハウを持った審査部企業サポート室のスタッフが経営改善計画の策定など、外部機関と連携しながら助言や支援を行っております。

当行の対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、政府や日本銀行の政策等により景気は回復しつつありますが、マーケットの縮小や低金利の状況が続くなか他の金融機関との競争も激しさを増しており、今後も厳しい状況が続くもの予想されます。

こうした情勢のもと、当行は、本年6月に創立80周年を迎えますが、創立90周年（平成36年）までの10年間の経営ビジョンを「活力創造銀行」として、銀行及び当行営業地域の活力を創造する銀行をめざしております。

具体的には、既存エリアでのリレーションをさらに深化させるとともに、重点戦略エリアにおいて稠密な拠点展開をさらに進め、地域の活性化や規模の拡大等を通じた収益機会の創出を図ります。

また、銀行の活力創造を通じて、「夢」と「誇り」に溢れた企業風土の醸成に取り組んでまいります。

本ビジョンを実現させていくため、今年4月から新たな経営計画として平成29年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「活力創造プラン」をスタートさせました。本計画では5つの重点戦略を掲げ、「収益力の強化」「効率的な経営」「強固で自己実現可能な組織づくり」に強力に取り組んでまいります。

重点戦略の1点目である「地域の活性化」においては、地域の活性化を図るため、新たに「公務・地域活力創造部」を立ち上げ産業創造・育成、産官学金連携等に取り組むほか、コンサルティング機能をフルに発揮して経営改善・事業再生にも取り組んでまいります。

2点目の「収益基盤の確立」については、既存営業エリアにおけるお客さまとのリレーション深化と、大阪府等重点戦略エリアにおける「面」営業基盤の確立に向けた拠点展開によりコアエリア（地元）の拡充を図ってまいります。

また、お客さま個々のライフステージに応じた商品・サービスを最適なタイミング・チャンネルでご提供することなどにより収益基盤の拡充を図ってまいります。

3点目の「人材・組織の強化」においては、営業力を強化していくため、人材育成の仕組みを抜本的に見直すとともに、適材適所の人員活用と適正な人事管理により、活力のある組織を醸成してまいります。

4点目の「業務の生産性向上」においては、地域のマーケット特性に応じた営業態勢を構築していくとともに、日常の業務プロセスを見直すことにより業務の効率化と営業力の強化を図ってまいります。

最後に「内部管理態勢の強化」においては、地域・お客さま、株主さま等のステークホルダーからの一層の信頼を得るため、コンプライアンス態勢を強化してまいります。また、リスク・リターンを考慮した各種リスク管理の高度化・充実を図ってまいります。

今後も当行は地域とともに歩み発展するという地方銀行の使命を常に念頭に置き、役職員一同持てる力を最大限発揮して、豊かで活力ある地域経済・社会の実現と当行企業価値のさらなる向上のために尽力してまいります。決意でありますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	41,280	42,898	44,321	45,970
定期性預金	21,310	21,992	22,183	22,704
その他	19,969	20,906	22,137	23,266
社 債	200	200	200	200
貸 出 金	27,203	27,964	29,096	29,839
個人向け	8,194	8,367	8,517	8,615
中小企業向け	9,394	9,846	9,806	10,110
その他	9,614	9,750	10,773	11,113
商品有価証券	7	4	3	2
有 価 証 券	16,695	17,560	18,407	19,073
国 債	10,589	11,311	10,534	11,504
地 方 債	1,884	2,053	1,984	1,972
その他	4,220	4,194	5,888	5,596
総 資 産	45,978	47,990	50,158	51,749
内国為替取扱高	230,015	226,891	232,121	240,638
外国為替取扱高	百万ドル 2,379	百万ドル 2,263	百万ドル 2,120	百万ドル 1,738
経 常 利 益	百万円 11,445	百万円 9,178	百万円 9,899	百万円 18,223
当 期 純 利 益	百万円 6,584	百万円 3,315	百万円 7,547	百万円 8,827
1株当たり当期純利益	円 銭 23 88	円 銭 12 02	円 銭 27 74	円 銭 32 84

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,733人	2,755人
平 均 年 齢	37年8月	37年7月
平 均 勤 続 年 数	15年7月	15年6月
平 均 給 与 月 額	411千円	414千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
奈 良 県	90 店 うち出張所 (19)	90 店 うち出張所 (16)
京 都 府	15 (3)	15 (1)
大 阪 府	16 (一)	15 (一)
和 歌 山 県	8 (1)	7 (一)
三 重 県	3 (2)	3 (一)
兵 庫 県	1 (一)	1 (一)
東 京 都	1 (一)	1 (一)
合 計	134 (25)	132 (17)

- 注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を202か所（前年度末204か所）それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で13,000か所（前年度末12,714か所）、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で19,514か所（前年度末18,123か所）及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で10,170か所（前年度末9,717か所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
帝塚山支店	大阪府大阪市住吉区帝塚山中一丁目2番18号
和歌山支店 和歌山北出張所	和歌山県和歌山市榎原72番地の3

注 1. 当年度において、和歌山北支店を位置変更し、営業所名を和歌山支店といたしました。

2. 当年度において、次の店舗を出張所に種類変更いたしました。

(店舗名)	(出張所名)
平城西支店	平城支店 平城西出張所
平群北支店	平群支店 平群北出張所
けいはんなプラザ支店	精華支店 けいはんなプラザ出張所
初瀬支店	桜井支店 初瀬出張所
山田川支店	木津支店 山田川出張所
名張東支店	名張支店 名張東出張所
桔梗が丘支店	名張支店 桔梗が丘出張所

3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

帝塚山支店 あべのハルカス近鉄本店出張所	(大阪府大阪市)
上牧支店 アピタ西大和店出張所	(奈良県北葛城郡上牧町)
白庭台駅前支店 スーパーセンター生駒上町店出張所	(奈良県生駒市)
天理支店 天理よろづ相談所入院棟東病棟出張所	(奈良県天理市)

4. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

八尾支店 近鉄八尾駅出張所	(大阪府八尾市)
真弓支店 学研北生駒駅出張所	(奈良県生駒市)
天理支店 天理市立病院出張所	(奈良県天理市)
王寺支店 奈良産業大学出張所	(奈良県生駒郡三郷町)
登美が丘支店 高山サイエンスプラザ出張所	(奈良県生駒市)
天理南支店 朝和出張所	(奈良県天理市)

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良県奈良市大宮町6丁目2番地の1	—

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,451
---------	-------

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
桜井北出張所の新築・移転	287	82
高田支店の新築・移転	945	625
和歌山支店の新設	357	45
和歌山北出張所の新築・移転	211	145
帝塚山支店の新設	517	282
ソフトウェアの取得	1,415	1,415
リース資産の取得	299	299
(処分・除却)		
旧石切支店の店舗用地売却		
旧和歌山北出張所の除却		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
南都地所株式会社	奈良市橋本町16番地	不動産賃貸・管理業	昭和44年11月8日	百万円30	% 100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	銀行の事務代行等業務	昭和59年6月1日	10	100	—
南都スタッフサービス株式会社	奈良市大宮町6丁目2番地の1	人材派遣・職業紹介業	平成3年3月18日	20	100	—
南都アセットリサーチ株式会社	大和郡山市南郡山町211番地の9	担保不動産調査・評価業	平成17年7月4日	20	100	—
なんぎん代理店株式会社	奈良市大宮町6丁目2番地の1	銀行代理業	平成21年10月6日	50	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市西大寺国見町1丁目2番1号	信用保証業	昭和59年10月9日	10	72 (69)	(注3)
南都リース株式会社	奈良市大森町52番地の1	リース業	昭和59年12月22日	50	70 (65)	(〃)
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	ソフトウェア開発等業務	昭和61年7月1日	10	74 (69)	(〃)
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町6丁目2番地の1	投資顧問業	昭和61年11月21日	120	73 (68)	(〃)
南都ディーシーカード株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年10月12日	50	76 (71)	(〃)
南都カードサービス株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年12月10日	50	76 (71)	(〃)

- 注 1. 記載金額は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接所有比率(内書き)であります。
3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
4. 当行の連結対象会社は上記11社であり、持分法適用会社は該当ありません。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
西 口 廣 宗	取締役会長（代表取締役）		
植 野 康 夫	取締役頭取（代表取締役）		
嵩 川 安 雄	専務取締役（代表取締役） 秘書室・総合企画部・監査部担当		
橋 本 正 昭	常 務 取 締 役 営業統括部・個人営業部・パリュ一開発部・公務部・大阪地区本部担当		
松 岡 弘 樹	常 務 取 締 役 証券国際部・人事部・総務部担当		
橋 本 隆 史	常 務 取 締 役 経営管理部・審査部・事務統括部・事務集中部担当		
吉 田 幸 作	常 務 取 締 役 大阪地区本部長兼 大阪中央営業部長		
北 義 彦	常 務 取 締 役 総合企画部長		
西 本 英 明	取 締 役 経営管理部 部長		
森 田 好 昭	取 締 役 本店営業部 部長		
萩 原 徹	取 締 役 東京支店長兼東京事務所長		
澤 村 清 秀	取 締 役 人事部 部長		
河 井 重 順	取 締 役 監査部 部長		
半 田 隆 雄	取 締 役 パリュ一開発部 部長		
柴 田 順 夫	取 締 役 事務統括部 部長		
羽 山 太 郎	監 査 役（常 勤）		
箕 輪 尚 起	監 査 役（常 勤）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
阪井 紘行	監査役 (社外監査役)	阪井紘行法律事務所 弁護士	
野口 満彦	監査役 (社外監査役)	近鉄技術ホールディングス 株式会社相談役	
丸森 康史	監査役 (社外監査役)	三菱UFJリサーチ&コ ンサルティング株式会社 代表取締役副社長	
(当年度中に退任した役員)			
三橋 秀光	取締役 本店営業部長		平成25年6月27日辞任
箕輪 尚起	取締役 審査部長		平成25年6月27日退任
田村 健吉	取締役 バリュウー開発部長		平成25年6月27日辞任
堀内 保男	監査役 (常勤)		平成25年6月27日辞任
湊 明彦	監査役 (社外監査役)		平成25年6月27日退任

- 注 1. 平成26年4月1日付で「公務部」とバリュウー開発部の「観光企画室」を統合し、「公務・地域活力創造部」を設置しております。
2. 監査役 阪井紘行氏、野口満彦氏及び丸森康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
4. 当年度中の役員の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
柴田 順夫	取締役 事務統括部長	取締役 事務統括部長兼 事務集中部長	平成25年10月1日

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	18名	454
監 査 役	7名	55
計	25名	509

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成25年6月27日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって退任又は辞任した取締役3名及び監査役2名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額43百万円を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等につきましては、取締役会が報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定め、本方針に基づき報酬額等を決定しております。

取締役の報酬等については、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」とする。

・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき取締役会の決議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額600百万円以内とする。

・「業績及び企業価値の向上」と「株主重視の経営意識向上」を図るため、株式報酬型ストック・オプションを割り当てる。株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額70百万円以内とする。

また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とする。

・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とする。

3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
阪井 紘行	阪井紘行法律事務所の弁護士であります。 なお、同法律事務所と当行との間には特別の関係はありません。
野口 満彦	近鉄技術ホールディングス株式会社相談役であります。 なお、同社と当行との間には特別の関係はありません。
丸森 康史	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社代表取締役副社長であります。 なお、同社と当行との間には同社のインターネットサービス提供に係る取引関係がありますが、同社と当行との関係は、丸森 康史氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
阪井 紘行	7年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席しております。	弁護士として有する専門的知識に基づき、当行の業務遂行における適法性確保に関して適切な助言・提言を行っております。
野口 満彦	2年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
丸森 康史	10ヵ月	平成25年6月27日就任以降開催の取締役会10回の全てに出席し、また、平成25年6月27日以降開催の監査役会11回の全てに出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	21	—

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成25年6月27日開催の第125期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行可能株式総数 640,000千株
 発行済株式の総数 272,756千株
 (自己株式4,581千株を含む)
 注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 14,014名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,283	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	9,609	3.58
日本生命保険相互会社	8,531	3.18
明治安田生命保険相互会社	8,430	3.14
南都銀行従業員持株会	8,065	3.00
住友生命保険相互会社	5,420	2.02
D M G 森精機株式会社	4,766	1.77
北村林業株式会社	4,063	1.51
株式会社滋賀銀行	3,336	1.24
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	3,271	1.21

- 注 1. 当行は、自己株式4,581千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
 2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(4,581千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成22年7月29日 ②新株予約権の数 541個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,100株 ④新株予約権の行使期間 平成22年7月30日～平成52年7月29日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
	①新株予約権の割当日 平成23年7月29日 ②新株予約権の数 831個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 83,100株 ④新株予約権の行使期間 平成23年7月30日～平成53年7月29日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	①新株予約権の割当日 平成24年7月27日 ②新株予約権の数 1,137個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 113,700株 ④新株予約権の行使期間 平成24年7月28日～平成54年7月27日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	12名
	①新株予約権の割当日 平成25年7月26日 ②新株予約権の数 1,195個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 119,500株 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月27日～平成55年7月26日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	15名
監査役	—	—

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。**

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 米 林 彰 指定有限責任社員 松 山 和 弘 指定有限責任社員 梅 津 広	72	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、バーゼルⅢ対応等に関する専門的指導・助言業務を委託し、対価を支払っております。

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は79百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した時は、「会計監査人の解任又は不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しております。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
- ・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客説明管理態勢や顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢に関する規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図る。
- ・「金融円滑化基本方針」を定め、「金融円滑化管理規程」を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
- ・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ・年度毎にコンプライアンスや顧客保護等管理の強化に向けた具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定したうえで、実施状況を確認し適宜見直しを行う。
- ・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的として設置した内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的実施し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- ・懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。

- ・また、「反社会的勢力等対応規程」・「マネー・ローンダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマネー・ローンダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロール及び削減を行う。
- ・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
- ・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される常務会を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
- ・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

- (5) **当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・当行及び連結対象子会社で構成する南都銀行グループは、地域への優れた総合金融サービスの提供を経営理念とし、企業価値の最大化と透明性の高いグループ経営を実現するため、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備をはじめ、経営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、リスク管理態勢、金融円滑化管理態勢を整備することにより、南都銀行グループ全体の業務の適正を確保する。
 - ・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- ・監査役は業務の適正を確保するための体制の一翼を担う重要な機関であり、その監査の実効性を確保することが不可欠であることから、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、使用人に監査役の業務を補助させる。
- (7) **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ・取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・行内の稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
 - ・監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
 - ・監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

第126期末 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	202,710	預金	4,597,084
現預	45,942	当座預金	117,928
預け	156,767	普通預金	2,066,612
コ 一 ル	895	貯蓄預金	27,117
買 入 金	4,515	通知預金	2,956
商 品 有 価	213	定期預金	2,270,479
商 品 有 価	200	その他の預金	111,990
商 品 有 価	12	譲渡性預金	81,941
商 品 有 価	22,000	債券貸借取引用担保金	141,600
商 品 有 価	1,907,347	借入金	77,731
商 品 有 価	1,150,499	借入金	77,731
商 品 有 価	197,208	外国為替	197
商 品 有 価	131,070	売渡外国為替	94
商 品 有 価	82,866	未払外国為替	103
商 品 有 価	345,703	社外の負債	16,786
商 品 有 価	2,983,902	未決済為替借	51
商 品 有 価	19,107	未払法人税等	217
商 品 有 価	71,957	未払費用	5,734
商 品 有 価	2,549,470	前受収益	1,014
商 品 有 価	343,366	金融派生商品	5,143
商 品 有 価	2,064	リース負債	1,930
商 品 有 価	1,841	資産除去負債	402
商 品 有 価	24	その他の負債	2,291
商 品 有 価	198	退職給付引当金	12,057
商 品 有 価	15,417	睡眠預金払戻引当金	150
商 品 有 価	246	偶発損失引当金	1,198
商 品 有 価	6,797	支払承諾	11,477
商 品 有 価	6,797	負債の部合計	4,960,225
商 品 有 価	1,710	(純資産の部)	
商 品 有 価	6,662	資本剰余金	29,249
商 品 有 価	40,891	資本剰余金	18,813
商 品 有 価	11,146	利益剰余金	129,643
商 品 有 価	24,097	利益準備金	13,257
商 品 有 価	1,609	その他の利益剰余金	116,386
商 品 有 価	187	別途積立金	107,840
商 品 有 価	3,850	繰越利益剰余金	8,546
商 品 有 価	5,334	自己株式	△1,918
商 品 有 価	3,974	株主資本合計	175,789
商 品 有 価	449	その他有価証券評価差額金	39,576
商 品 有 価	910	繰延ヘッジ損益	△760
商 品 有 価	1,114	評価・換算差額等合計	38,816
商 品 有 価	11,477	新株予約権	123
商 品 有 価	△22,929	純資産の部合計	214,730
商 品 有 価	△22,929	負債及び純資産の部合計	5,174,955
資産の部合計	5,174,955		

第126期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		74,619
資 金 運 用 収 益	56,264	
貸 出 金 利 息 配 当	38,532	
有 価 証 券 利 息	17,360	
買 入 現 金 先 利 息	88	
預 け 金 受 入 利 息	9	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	52	
役 務 取 引 等 収 入	221	
受 入 為 替 手 数 料	9,867	
そ の 他 の 業 務 収 入	2,749	
外 国 為 替 売 買 益	7,117	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	3,804	
そ の 他 の 経 常 収 入	163	
債 権 取 立 益	4	
株 式 却 却 益	3,636	
金 銭 信 託 運 用 収 入	0	
そ の 他 の 経 常 収 入	4,682	
調 達 費	1,454	
預 金 利 息	1,831	
預 讓 渡 性 預 金 利 息	250	
債 券 借 取 引 支 払 利 息	1,145	
借 入 金 利 息	4,264	
社 会 利 息	3,004	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	165	
役 務 取 引 等 収 入	1	
支 払 金 利 息	214	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	75	
支 払 金 利 息	344	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	385	
支 払 金 利 息	74	
役 務 取 引 等 収 入	4,097	
支 払 金 利 息	513	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	3,583	
国 債 派 生 商 品 却 却 費	820	
営 業 費	713	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	107	
営 業 費	45,835	
倒 産 債 権 却 却 費	1,378	
貸 出 金 利 息	280	
株 式 却 却 費	808	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	53	
信 託 運 用 収 入	170	
そ の 他 の 引 当 手 数 料	10	
経 常 収 入	54	
経 常 収 益		56,396
特 殊 収 益		18,223
特 殊 収 益		0
特 殊 収 益		79
特 殊 収 益		63
特 殊 収 益		15
特 殊 収 益		18,144
特 殊 収 益		660
特 殊 収 益		8,656
特 殊 収 益		9,316
特 殊 収 益		8,827

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第126期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	29,249	18,813	—	18,813
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△2	△2
自己株式の消却			△1,256	△1,256
利益剰余金から 資本剰余金への振替			1,258	1,258
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	29,249	18,813	—	18,813

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本 合 計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	13,257	104,440	5,991	123,689	△2,480	169,271
当期変動額						
剰余金の配当			△1,614	△1,614		△1,614
当期純利益			8,827	8,827		8,827
別途積立金の積立		3,400	△3,400	—		—
自己株式の取得					△717	△717
自己株式の処分					24	21
自己株式の消却					1,256	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△1,258	△1,258		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	3,400	2,554	5,954	562	6,517
当期末残高	13,257	107,840	8,546	129,643	△1,918	175,789

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	37,946	△931	37,015	100	206,388
当期変動額					
剰余金の配当					△1,614
当期純利益					8,827
別途積立金の積立					－
自己株式の取得					△717
自己株式の処分					21
自己株式の消却					－
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,630	170	1,801	22	1,824
当期変動額合計	1,630	170	1,801	22	8,341
当期末残高	39,576	△760	38,816	123	214,730

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	202,724	預 金	4,585,357
コールローン及び買入手形	895	譲 渡 性 預 金	77,531
買 入 金 銭 債 権	4,515	債券貸借取引受入担保金	141,600
商 品 有 価 証 券	213	借 用 金	85,388
金 銭 の 信 託	22,000	外 国 為 替	197
有 価 証 券	1,907,331	社 債	20,000
貸 出 金	2,972,159	そ の 他 負 債	24,602
外 国 為 替	2,064	退職給付に係る負債	19,039
そ の 他 資 産	37,179	睡眠預金払戻損失引当金	150
有 形 固 定 資 産	41,902	偶 発 損 失 引 当 金	1,198
建 物	11,939	支 払 承 諾	11,477
土 地	24,188	負 債 の 部 合 計	4,966,542
建 設 仮 勘 定	187	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	5,586	資 本 金	29,249
無 形 固 定 資 産	5,748	資 本 剰 余 金	18,813
ソ フ ト ウ ェ ア	5,174	利 益 剰 余 金	132,594
その他の無形固定資産	573	自 己 株 式	△1,918
繰 延 税 金 資 産	5,294	株 主 資 本 合 計	178,739
支 払 承 諾 見 返	11,477	その他有価証券評価差額金	39,585
貸 倒 引 当 金	△26,314	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△760
		退職給付に係る調整累計額	△4,376
		その他の包括利益累計額合計	34,448
		新 株 予 約 権	123
		少 数 株 主 持 分	7,336
		純 資 産 の 部 合 計	220,648
資 産 の 部 合 計	5,187,191	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,187,191

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		82,716
資金運用収益	56,199	
貸出金利息	38,463	
有価証券利息配当金	17,362	
コールローン利息及び買入手形利息	88	
買預け金利息	9	
その他の受入利息	52	
その他の業務収益	222	
役所の他の業務収益	17,766	
その他の業務収益	3,804	
その他の経常収益	4,945	
貸倒引当金戻入益	294	
償却債権取立益	1,611	
その他の経常収益	3,039	
経常費用		62,843
資金調達費用	4,270	
預讓渡性預金利息	3,003	
コールマネー利息及び売渡手形利息	162	
債券貸借取引支払利息	1	
借入金利息	214	
社債利息	155	
その他の支払利息	344	
役所の他の業務費用	388	
その他の業務費用	8,835	
その他の経常費用	820	
その他の経常費用	46,993	
その他の経常費用	1,924	
その他の経常費用	1,924	
経常利益		19,873
特別利益		0
特別損失		79
減損		63
減損		15
税引当金		19,794
法人税、住民税及び教育税	1,024	
法人税、住民税及び教育税	8,998	
少数株主調整前当期純利益		10,023
少数株主調整前当期純利益		9,770
少数株主調整前当期純利益		691
少数株主調整前当期純利益		9,079

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	29,249	18,813	126,387	△2,480	171,970
当期変動額					
剰余金の配当			△1,614		△1,614
当期純利益			9,079		9,079
自己株式の取得				△717	△717
自己株式の処分		△2		24	21
自己株式の消却		△1,256		1,256	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,258	△1,258		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	6,206	562	6,769
当期末残高	29,249	18,813	132,594	△1,918	178,739

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	37,947	△931	-	37,016	100	6,658	215,745
当期変動額							
剰余金の配当							△1,614
当期純利益							9,079
自己株式の取得							△717
自己株式の処分							21
自己株式の消却							-
利益剰余金から 資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,637	170	△4,376	△2,568	22	678	△1,866
当期変動額合計	1,637	170	△4,376	△2,568	22	678	4,903
当期末残高	39,585	△760	△4,376	34,448	123	7,336	220,648

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社 南 都 銀 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社 南 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 津 広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月14日

株式会社 南都銀行	監査役会	
監査役(常勤)	羽 山 太 郎	Ⓔ
監査役(常勤)	箕 輪 尚 起	Ⓔ
監 査 役	阪 井 紘 行	Ⓔ
監 査 役	野 口 満 彦	Ⓔ
監 査 役	丸 森 康 史	Ⓔ

(注) 監査役 阪井紘行、野口満彦、丸森康史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金3円 総額804,525,438円
なお、中間配当金として3円をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき6円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 5,700,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 5,700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めさせていただきたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役として有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、定款第29条（社外取締役との責任限定契約）及び定款第38条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、定款第29条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>（社外取締役との責任限定契約）</u> <u>第29条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。
第29条 ｝ 第30条	第30条 ｝ 第31条
(条文省略)	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第<u>31</u>条 〕 第<u>35</u>条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第<u>32</u>条 補欠監査役の選任の効力は、 <u>選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の開始の時までと する。</u></p> <p>第<u>33</u>条 〕 (現行どおり) 第<u>37</u>条</p>
<p>(新 設)</p> <p>第<u>36</u>条 〕 第<u>39</u>条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第<u>38</u>条 当銀行は、<u>会社法第427条第 1項の規定により、社外監査役 との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、法令で規定する 額とする。</u></p> <p>第<u>39</u>条 〕 (現行どおり) 第<u>42</u>条</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 西口廣宗、鳶川安雄、吉田幸作、萩原 徹、澤村清秀の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 西本英明、森田好昭の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	にし ぐち ひろ むね 西 口 廣 宗 (昭和11年9月3日生)	昭和34年4月 当行入行 昭和55年11月 当行大宮支店長 昭和57年7月 当行橋本支店長 昭和59年10月 当行桜井支店長 昭和61年7月 当行業務本部副本部長 兼業務推進部長 平成元年6月 当行高田支店長 平成2年6月 当行取締役高田支店長 平成3年6月 当行取締役本店営業部長 平成5年6月 当行常務取締役東京支店長兼東京事務所長 平成7年6月 当行常務取締役 平成8年6月 当行専務取締役 平成9年6月 当行取締役頭取 平成20年6月 当行取締役会長 現在に至る	94,460株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
2	しま かわ やす お 嶋 川 安 雄 (昭和28年1月3日生)	昭和51年4月 当行入行 平成8年7月 当行東生駒支店長 平成10年6月 当行本店営業部次長 平成12年2月 当行桜井支店長 平成14年6月 当行営業統括部長 平成16年6月 当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成18年6月 当行常務取締役 平成23年6月 当行専務取締役 現在に至る 秘書室、総合企画部、 監査部担当	47,000株
3	よし だ こう さく 吉 田 幸 作 (昭和30年2月18日生)	昭和53年4月 当行入行 平成11年6月 当行本店営業部長代理 平成14年6月 当行営業統括部次長 兼元気企業サポート室 部内室長 平成16年2月 当行高田本町支店長 平成17年6月 当行秘書室長 平成20年3月 当行事務部長 平成20年6月 当行取締役事務統括部長 平成23年6月 当行常務取締役証券国 際部長 平成24年6月 当行常務取締役大阪中 央営業部長 平成25年6月 当行常務取締役大阪地 区本部長 兼大阪中央営業部長 現在に至る	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	<p>はぎ はら とおる 萩原 徹 (昭和32年9月5日生)</p>	<p>昭和55年4月 当行入行 平成13年6月 当行本店営業部奈良市役所出張所長 平成15年6月 当行上牧支店長 平成17年6月 当行南支店長 平成19年6月 当行京都支店長 平成21年6月 当行総合企画部副部長 平成23年4月 当行監査部長 平成24年4月 当行総合企画部長 平成24年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長 現在に至る</p>	36,000株
5 ※	<p>こん どう あきら 近藤 朗 (昭和33年11月2日生)</p>	<p>昭和56年4月 当行入行 平成15年6月 当行営業統括部推進役 平成17年6月 当行上牧支店長 平成19年6月 当行東生駒支店長 平成21年6月 当行王寺支店長 平成23年6月 当行公務部長 平成26年4月 当行公務・地域活力創造部参事 現在に至る</p>	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
6 ※	にし かわ けい ぞう 西川 恵 造 (昭和35年2月19日生)	昭和57年4月 当行入行 平成14年6月 当行三山木支店長 平成16年6月 当行結崎支店長 平成18年6月 当行石切支店長 平成20年6月 当行香芝支店長 平成22年6月 当行審査部副部長 平成24年4月 当行監査部長 平成25年6月 当行審査部長 現在に至る	13,000株
7 ※	さか い ひろ ゆき 阪井 紘 行 (昭和17年1月25日生)	昭和48年4月 弁護士登録 昭和52年4月 阪井紘行法律事務所開設 現在に至る 平成18年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成18年6月 当行社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 阪井紘行法律事務所弁護士	10,000株

- 注 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 阪井紘行氏は、社外取締役候補者であり、当行は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、引き続き株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 阪井紘行氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当行の社外監査役として当行の事業内容等に精通しており、また、弁護士としての高度な専門知識、豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 阪井紘行氏は、本総会終結の時をもって社外監査役を任期満了により退任する予定であります。当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、社外取締役候補者阪井紘行氏の取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
にしだまさひで 西田正秀 (昭和21年8月31日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和52年3月 西田法律事務所(現、わかくさ法律事務所)開設 現在に至る 昭和58年9月 当行顧問弁護士 現在に至る 昭和62年4月 奈良弁護士会会長 昭和62年4月 日本弁護士連合会理事 (重要な兼職の状況) わかくさ法律事務所弁護士	10,000株

- 注 1. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西田正秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 西田正秀氏は過去に会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての高度な専門知識、豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、西田正秀氏が社外監査役に就任された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

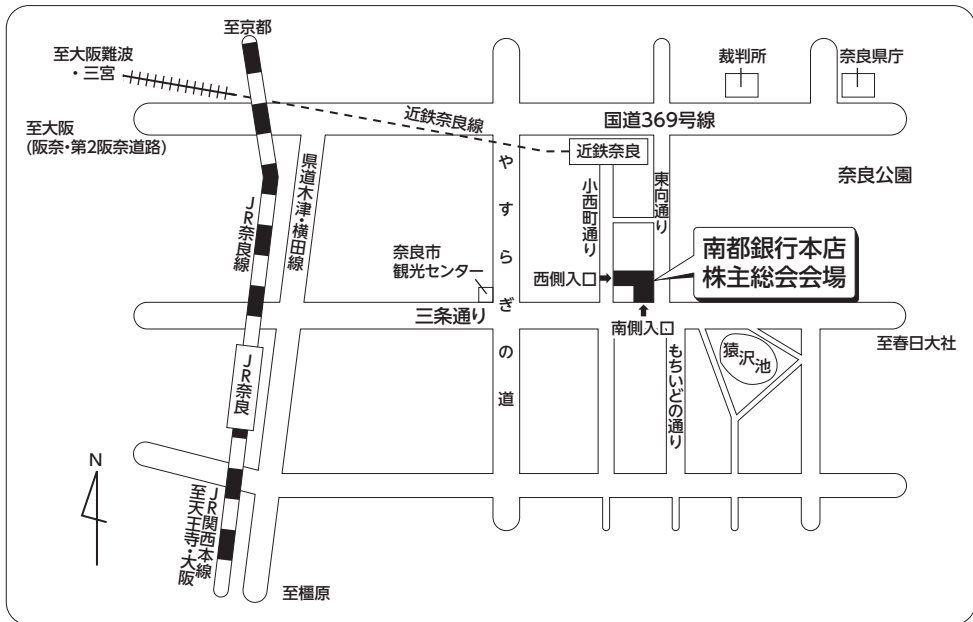
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場のご案内

場所 奈良市橋本町16番地 当行本店6階大会議室



(最寄駅) 近鉄奈良線 奈良駅より徒歩約5分